

第8期 雲南市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 令和7年3月24日（月） 13:30～15:05

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（15名）

4. 欠席委員（4名）

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

議第134号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第136号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第137号 農地法第4条の規定による許可指令書の取り消し申請について

議第138号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第139号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議第140号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 傍 聴 0名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。 これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。
議長	ただ今の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第21回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。
議長 事務局	日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①会長専決処分の報告について（第20回総会／令和7年2月20日分） ②合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ③農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ④農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の開催報告 ・会議等の開催予定
議長	説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 （なしの声あり）
議長	ないようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行います。 最初に、議第134号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページ、議第134号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。議案書9ページをご覧ください。図面資料については1ページからです。 番号1番から8番、〇〇町〇〇、地目は田6筆、畑2筆で、関係者は1名、合計面積は9,768㎡です。令和7年3月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号9番から18番、〇〇町〇〇、地目は田8筆、畑2筆で、関係者は3名、合計面積は9,229㎡です。令和7年3月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	以上、説明いたします。 ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)
議長	ないようですので、議第１３４号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第１３４号農地法第２条の規定による非農地通知に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第１３４号については申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、議第１３５号農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１１ページ、議第１３５号農地法第３条の規定による許可申請について説明します。今月は３件の申請が出ております。議案書１２ページをご覧ください。図面資料は６ページからです。 申請番号１番、〇〇町〇〇の１筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は１，２００㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。所有権移転の申請事由は、空き家の売買に伴い農地も併せて所有権移転を行う。ということです。譲受人は現在の住所地でも畑を２筆ほど所有しており耕作を行っています。今回移住に伴って取得する空き家から３００メートルほどのところにある申請地も一緒に取得し、こちらでも野菜を栽培するということです。家族５人で移住されますが、農作業は主に父が行うということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号２番、〇〇町〇〇の１筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は１，２６４㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、譲受人の申し出により譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請人らは親戚関係であり、申請地は譲受人の自宅の裏にある農地です。以前から譲受人が耕作・管理を行っており、また、譲渡人は少し離れた場所に居住していることから今後もこの土地を耕作することはないため、今回所有権移転をされることになりました。確認委員は議案書のとおりです。 申請番号３番、〇〇町〇〇の４筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は６８９㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。こちらの案件につきましても、申請人らは親戚関係であり、また、譲受人が長年自宅横の申請地を耕作・管理していることから、

発信者	議 事 録 要 旨
	この度、所有権移転をされることになりました。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上、説明といたします。 議長 ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 （補足説明なし） 議長 ないようですので、議第135号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 15番 はい。 議長 はい、どうぞ。 15番 15番です。申請番号3番について、図面資料の12ページを見ると今回の申請地の隣接地に〇〇町〇〇▲▲番の畑があります。遠方に居住しており耕作が困難であるとの理由でした。この畑も条件は同じだと思いますが、今後のこの土地の扱いはどうなるでしょうか。 事務局 この土地については、議案書19ページの農地法第5条の申請番号3番になりますが、現在この場所が既に自宅の進入路になっていることから、転用案件として所有権移転をするものになりますので、後ほどご審議をお願いしたいと思います。 15番 わかりました。 議長 他にありませんか。 （なしの声あり） 議長 ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 （なしの声あり） 議長 討論を終わります。 お諮りいたします。議第135号農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 議長 異議なしと認めます。よって、議第135号については申請のとおり許可することに決定をいたしました。 議長 次に、議第136号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 事務局 議案書13ページ、議第136号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書14ページをご覧ください。図面資料については13ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は73㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、2階建ての車庫兼離れとして利用したい。とのことです。始末書が提出されており、平成17年頃に建築したのですが、昨年

発信者	議 事 録 要 旨
	10月に農業委員会からの指摘があるまで、農地でないとの認識でいたとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は806㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、居宅、店舗、物置を建築して利用したい。とのことです。始末書が提出されており、昭和52年に居宅、その後昭和60年に店舗、平成14年に物置を建築しました。この度、農業委員会からの指摘があるまで、農地でないとの認識でいたということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は498㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、近隣の事業者や保育所への貸駐車場として使用したい。とのことです。始末書が提出されており、現在、近隣の事業者への貸駐車場として利用しており、休日には保育所行事での臨時駐車場としていずれも無料で貸出しています。この度、農業委員会からの指摘があるまで農地でないとの認識でいたということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。 申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は187㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、車庫及び進入路として利用したい。ということです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成22年に車庫を建築し、今日まで利用してしまったということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 以上、説明いたします。 議長 6番 議長 6番 議長 2番 議長 2番 ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 はい。 はい、どうぞ。 6番です。申請番号1番についてです。今回の申請に至った経過ですが、昨年の秋に農地パトロールを行いました。その際、確認すべき農地に記載があった箇所として現地を確認し、所有者にもお会いして事情を説明しました。元々、両親が50年前に建てたということで、本人は卒業してすぐ都会へ出て、5年前に帰ってきて、農地パトロールの際に初めて認識したということでした。知らなかった事とはいえ大変ご迷惑をかけたということでした。以上です。 他にありませんか。 はい。 はい、どうぞ。 2番です。申請番号2番についてです。申請の経緯ですが、先ほどと同様に農地パトロールで当該地が農地と判明したため、転用申請することになったということです。転用目

発信者	議 事 録 要 旨
	的は、居宅・店舗として使用したいということです。いつ頃からかという昭和54年から60年にかけて居宅、店舗、納屋として使用し始めたということです。顛末書が出ておりますので読み上げます。申請土地について、平成25年7月5日、父より相続した。今回、農業委員の方からの指摘により農地であることが判明し、その手続きを依頼した次第です。調査した結果、この土地は地籍調査がなされている土地で、現地調査から国土調査が完了する間に、居宅、納屋が新築されており、その後、昭和60年に店舗が建築され、平成14年に物置が建築されて今日に至っております。理由はともあれ無断で転用したこと、知らなかったとはいえ農地法を守らなかったことに対し、誠に申し訳なく深く反省しております。今後は、農地法を遵守することをお誓い申し上げますということです。以上です。
議長	他にありませんか。
12番	はい。
議長	はい、どうぞ。
12番	12番です。申請番号3番について説明します。経過としましては、地元の農業委員の指摘を受けたためです。始末書が出ておりますので読み上げます。当該農地は、平成10年5月に購入し、長らく水田や畑として耕作していました。しかし、令和6年1月近くの土木工事で出た碎石を敷き詰め、地域住民、施設のための無料の駐車場として利用に供して現在に至っています。近隣には複数の寺院や保育園があり、法要や運動会等のイベント開催時に駐車場不足が深刻で、そうした地域の要望に応えるものでありました。先日、地元の農業委員より農地法の転用許可が必要との指摘を受け今回の申請に至りました。農地法の理解の不足からこのような事態を招いたことをお詫びするとともに、今後はこのようなことがないように十分に留意いたします。以上です。
議長	ほかにありませんか。
16番	はい。
議長	はい、どうぞ。
16番	16番です。申請番号4番について説明します。以前より農地パトロールで指摘にあがっていましたが、所有者が遠方にいることからなかなか整理がつかない状況でしたが、この度、整理をしていただきました。始末書が提出されておりますので読み上げます。この度、4条申請をするにあたり申請地を無断転用していることをお詫び申し上げます。申請地の農地については、地目は畑ですが、現況は宅地となっています。平成22年に車庫を建築して今日まで利用しています。本来であれば、建築時より前に農地転用の手続きをすべきでしたが、その手続きがないまま今日まで利用してきました。無断転用であるため農地へ復旧する必要があると思いますが、許可後現状と同様に車庫として利用する計画であることなど、当方の勝手な都合ではありますが、寛大なる処理をお願いいたしたく申し上げます。農地転用手続きを怠っていましたことをお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないようにしたいと思います。大変に申し訳ありませんでした。以上です。
議長	他にありませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、議第136号についての説明を終わります。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり) ないようですので、質疑を終わります 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第 1 3 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第 1 3 6 号については申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、議第 1 3 7 号農地法第 4 条の規定による許可指令書の取り消し申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 6 ページ、議第 1 3 7 号農地法第 4 条の規定による許可指令書の取り消しについて説明します。議案書 1 7 ページをご覧ください。図面資料については 2 6 ページからです。 申請地は〇〇町〇〇の 1 筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は 9. 9 9 m²です。この案件は、平成 2 2 年 3 月 1 1 日付けで転用目的、墓地として 4 条の転用許可が出されています。今回、墓地の整備をやめて農地として利用したいとのことで取消の申請が出されています。取消後は家族の方が畑として利用したいとのことです。現地を確認しましたが墓碑などの整備はされていませんでした。 以上、説明といたします。
議長	ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)
議長	ないようですので、議第 1 3 7 号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第 1 3 7 号農地法第 4 条の規定による許可指令書の取り消し申請について、申請のとおり取り消すことにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第 1 3 7 号については申請のとおり取り消すことに決定をいたしました。
議長	次に、議第 1 3 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	議案書18ページ、議第138号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は7件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面資料については28ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は120㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、建築資材用の倉庫が手狭となったため、申請地を譲り受け倉庫を整備したい。とのことです。顛末書が提出されており、令和6年6月頃に資材用の倉庫を建築したのですが、この度、周辺の農地を譲り受けるにあたり、申請地が農地であることが判明したとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。また、土地代は親戚関係でもあり無償とのことです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は160㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、譲渡人、譲受人とは親戚関係であり、申請地を譲り受け、住宅の建築と駐車場を整備したい。とのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は134㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、申請地を譲り受け、車庫・物置、自宅への進入路として利用したい。とのことです。始末書が提出されており、昭和50年頃に建築整備したのですが、この度、譲受けにあたって申請地が農地であることが判明したとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。また、土地代は親戚関係でもあり無償とのことです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は1,327㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的及び理由ですが、新店舗を建築し来客用の駐車場20台分を整備したい。とのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。 申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は182㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、現在の住居が手狭となったため申請地を譲り受け、住宅の建築と駐車場を整備したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。また、土地代は、親戚関係でもあり無償とのことです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、申請番号4番と同様に第3種農地となります。 申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は15㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的及び転用理由ですが、宅地を拡張し居宅を整備したい。とのことです。始末書が提出されており、申請地を借り

発信者	議 事 録 要 旨
	受けて平成元年に建物を整備したのですが、今回、地籍測量したところ隣接農地へはみ出ていることが分り、その部分について申請されるものです。農用地区域外で確認委員、土地代は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号5番と同じです。 申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は373㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、経営する会社の資材用の物置を建築し、資材置場やコンテナを設置し使用したい。とのこと。始末書が提出されており、譲渡人の建物を取り壊し、令和6年5月に新たに建物を整備したのですが、申請地は農地であることが判明し今回申請されるものです。農用地区域外で確認委員、土地代は議案書のとおりです。農地区分ですが、申請地の概ね300メートル以内に市役所があることから、第3種農地と判断いたしました。許可条項は申請番号5番と同じです。 以上説明とします。 議長 12番 議長 12番 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 はい。 はい、どうぞ。 12番です。申請番号6番について説明します。申請することになった経過としては、40年くらい前に駐車場として借りていた。この度、土地所有者の測量調査で一部隣接する畑に越境していることが判明した。始末書も出ております。私は40年位前に貸付人から宅地を賃借し、駐車場として利用していました。その後、平成元年にアスファルト舗装をして建物を新築し現在に至っています。この度、土地所有者の測量調査により宅地建物が隣接する畑に一部越境していることが判明し、転用部分を分筆のうえ、今回の許可申請に至ったものであります。境界の確認が不十分だったため今回の事態を招いたこととお詫びするとともに、今後はこのようなことがないよう留意しますということです。 続けて、申請番号7番について説明します。申請することになった経過は、地元農業委員より指摘を受けた。これも始末書が出ております。申請地を資材倉庫として令和5年5月初旬に無償により譲渡を受ける話がまとまり、その見返りに土地所有者の建物取り壊しを行うことになった。登記等の手続きは土地所有者で行うことで合意された。その1年後の令和6年5月に建築資材倉庫を建築した。その後、農業委員より農地転用申請が提出されていない旨の指摘があり、土地所有者に確認したところ、約束した後に病気で入院したこともあり忘失していたことが分かり、その手続きを依頼した次第です。当事者で話が成立しているものの、その後の確認を怠り工事に着手したことは、理由はともあれ農地法に違反し転用したことは誠に申し訳なく深く反省しております。今後、農地法を遵守することをお誓いいたしますということです。以上です。
議長 2番 議長 2番	他にございませんか。 はい。 はい、どうぞ。 2番です。申請番号4番について説明します。1,000㎡を超える転用で、3番委員が欠席ですので代わりに説明します。先ず申請になった経過ですが、機関の各支店の統合が計画されており、申請地に新店舗を建築されるというものです。建築年度は令和8年3月頃の計画となっております。申請地の周りの状況ですが、周りは開発が進む市街地で住

発信者	議 事 録 要 旨
議長 18番 議長 事務局 議長 議長 議長 議長 議長 議長	宅、雑種地に囲まれている状況です。図面資料の37ページをご覧くださいと、ドラッグストアの近くになります。地域の特性は新しい市街地で隣接の農地もありませんので、農地への被害、影響はないと思われます。また、生活排水は市道に埋設された下水道を利用されるということです。以上です。 他にございませんか。 18番です。申請番号3番について説明します。最適化推進員の担当委員が聞き取り調査を行っていただいておりますけれども、始末書が出ておりますのでそれを読ませていただきます。土地所有者は遠方在住であることや、高齢になったことから、この度、申請地を実質の土地管理者である譲受人に所有権移転をする事となりました。そこで、申請地の調査を行ったところ、地目が畑であることが分かりました。申請地は、昭和50年頃に亡父が納屋を建築した上で、母屋へと向かう進入路の整備を行い、併せて目隠し、防風のための植樹を行ったと記憶しております。それから、納屋は車庫兼物置として利用するようになり、進入路や植樹部分は変わらず現在まで利用しております。農地関係の法律の知識不足や亡父との引継が十分でなかったことにより、無断転用状態であることが分かりませんでした。この度、正式に申請を行わせていただきたく存じます。農地転用等の必要な手続きを得ず転用していましたことにつきお詫び申し上げます。この度のことを反省すると同時に、今後このようなことがないよう留意しますということです。この譲渡人のお父さんが納屋と進入路として畑を整備されたということです。それで、今回譲受人の方に譲渡手続きをとったところ、農地であることが判明して大変申し訳なかったということでございます。以上です。 他にありませんか。 申請番号1番について、事務局から少し補足をさせていただきます。始末書案件ですが、7番委員が欠席で聞き取りシートが担当推進委員から提出されておりますので、説明させていただきます。これも顛末書が提出されております。今回、この申請地部分と農地法第3条部分が分筆され手続きされるものです。既に建築してしまったということで、始末書には農地法手続きを十分に理解し、今後このような事がないよう適正な手続きをしますので、よろしくお願いしますということです。 他にありませんか。 (なしの声あり) ないようですので、議第138号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり) ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり) 討論を終わります。 お諮りいたします。議第138号農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第138号については申請のとおり許可することに決

発信者	議 事 録 要 旨
	定をいたしました。
議長	次に、議第１３９号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２２ページ、議第１３９号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。
	議案書２３ページをご覧ください。今回は設定件数６３件。内訳は〇〇町２６件、〇〇町４件、〇〇町８件、〇〇町１５件、〇〇町５件、〇〇町５件です。また、借り受け戸数は３２戸となっております。なお、議案書４１ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。 以上、説明といたします。
議長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。利用権貸借と一括方式があり、そのうち一括方式の中に議事参与の制限に該当する案件が、〇〇町にありますので、協議の際にはご配慮願います。あの時計で、１４時３０分まで暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 (休憩)
議長	会議を再開します。 先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を発表していただきますが、初めに議事参与に関係する、一括方式の番号１２番と１３番を除く案件について〇〇町からお願いします。
１番	はい。
議長	はい、どうぞ。
１番	１番です。利用権貸借の番号１番から２４番までです。新規の案件もありますが、設定を受けられる方はいずれも実績のある方が受けておられますし、残りの再設定の案件と合わせましていずれも問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。また、一括方式の番号１番ですが、設定を受けられる方が農事組合法人ですのでこれも問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
８番	はい。
議長	はい、どうぞ。
８番	８番です。議案書３２ページをご覧ください。利用権貸借の番号２５番から４件の説明をします。まず、番号２５番については親子の関係のようであり、新規ですが問題ないと思います。番号２６番と２７番は新規ですけれども、いずれも受けられる方が実績のある方です。番号２８番は再設定ですので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
６番	はい。
議長	はい、どうぞ。
６番	６番です。議案書３３ページ、利用権貸借の番号２９番です。新規ですけれども借りら

発信者	議 事 録 要 旨
	れる方の年代は２０代から３０代の若い方です。元々、家庭菜園をやりたいと現在の住宅の近くに農地を求めておられましたが、熱心な方です。議案書４１ページ、一括方式の番号２番から５番まで同一の方です。借りる方は前回の農業委員会でも該当がありましたが、若く野菜専門でやっておられ、非常に熱心で、〇〇町の産直へも出荷されています。番号６番ですが、借りられる方は有限会社で山椒を作られるということで、かなり手広く、熱心にやっておられる方です。いずれも問題ないと判断しました。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
１１番	はい。
議長	はい、どうぞ。
１１番	１１番です。利用権貸借の番号３０番から３８番までです。この中で再設定については実績のある方と認定農業者の方ですので、問題ないと考えております。その中で番号３０番は新規ですけれども、受けられる方は地元におられて実績のある方です。同じく番号３３番は同じ地区でありますけれども、こちらについても現状水稻を作っておられて、隣接するところでやられるということです。機械等も組合が持っておりますのでそこから借りて耕作されるということで、新規ですけれども問題ないと判断しております。番号３６番と３７番の新規ですけれども、こちらについてはまだ新規就農者には認定されていませんが、将来的に就農するという形でベテランの認定農業者の指導を受けながら野菜作りをされるということで、将来期待できる方だと思われます。一括方式の番号７番から１１番までです。これについてもベテランの就農者がやられますので問題ないと考えております。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
１７番	はい。
議長	はい、どうぞ。
１７番	１７番です。利用権貸借の番号３９番と４０番です。いずれも再設定であり問題ないと判断しました。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
１６番	はい。
議長	はい、どうぞ。
１６番	１６番です。利用権貸借の番号４１番から４５番までです。いずれも再設定で実績もありますので、問題ないと考えております。
議長	ただ今各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。議第１３９号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、議事参与に関係する一括方式の番号１２番、１３番を除く案件について、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第１３９号の議事参与に関係するものを除く案件につ

発信者	議 事 録 要 旨
	いては、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。
議長	次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。 議第１３９号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、一括方式の番号１２番と１３番です。雲南市農業委員会会議規則第１０条議事参与の制限により、５番委員はご退席願います。 （５番委員 退席）
議長	それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。
１７番	はい。
議長	はい、どうぞ。
１７番	１７番です。一括方式の番号１２番と１３番については、新規であります。受ける方が農事組合法人で手広く耕作されていますので、問題ないと判断しました。よろしく願います。
議長	ただ今協議結果について発表していただきましたが質疑はございませんか。 （なしの声あり）
議長	ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 （なしの声あり）
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第１３９号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、一括方式の番号１２番と１３番について、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。よって、議第１３９号のうち、一括方式の番号１２番と１３番については申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。 （５番委員 入室）
議長	５番委員はご着席ください。 （５番委員 着席）
議長 農業畜産課	次に、議第１４０号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定による意見聴取に対する意見決定について、を議題とします。農業畜産課より説明を求めます。 令和７年の１月末申し出分の農用地区域の変更と計画の総合見直しについてご説明いたします。議案書の４８ページ、第１４０号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３の２の規定による意見聴取に対する意見決定について、お手元に資料をお配りしておりますのでご確認ください。 お配りしているものは、雲南市農業振興地域整備計画変更理由書（案）と事業計画図、付図１号土地利用計画図と雲南市農業振興地域整備計画の見直しについてという資料と、雲南市農業振興地域整備計画書（案）です。 はじめに１月末除外分について説明します。雲南市農業振興地域整備計画書変更理由書

発信者	議 事 録 要 旨
	(案) の 1 ページから 3 ページをご覧ください。今回、農業振興地域整備計画の変更につきましては除外の件数が 12 件、除外面積が 62 a です。編入が 1 件あり、編入面積は 0.4 a です。そのうち、追認案件は〇〇町が 1 件、〇〇町が 1 件、〇〇町が 1 件の計 3 件です。第 1 種農地の除外案件は〇〇町が 1 件、〇〇町が 2 件、〇〇町 2 件の計 5 件です。変更理由書(案) 5 ページ、変更土地調書をご覧ください。 整理番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、墓地の整備です。整理番号 2 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、車庫・農業用倉庫の整備です。こちらは追認案件です。整理番号 3 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、車庫・駐車場の整備です。整理番号 4 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は防火水槽の整備です。整理番号 5 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、住宅の整備です。整理番号 6 番、〇〇町〇〇の 3 筆で除外の理由は、車庫・物置・駐車場及び宅地の拡張です。こちらは追認案件です。整理番号 7 番、〇〇町〇〇の 4 筆で除外の理由は、宅地の分譲です。整理番号 8 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、墓地の整備です。整理番号 9 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、携帯電話無線基地局の整備です。整理番号 10 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、墓地の整備です。整理番号 11 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、住宅の整備です。整理番号 12 番、〇〇町〇〇の 1 筆で除外の理由は、宅地の拡張です。こちらは追認案件です。整理番号 13 番、〇〇町〇〇の 1 筆でこちら編入となっておりまして、転用の計画が無くなったため編入という事です。変更理由書(案) 10 ページ以降に、変更要件確認書を載せておりますけれども、時間の都合上、説明は省略いたします。また、事業計画図をお配りしておりますけれども、こちら説明を省略させていただきます。除外についての説明は以上です。 続きまして、農業振興地域整備計画の総合見直しについてご説明いたします。概要をまとめた資料と整備計画書(案)を元に説明します。雲南市農業振興地域整備計画の見直しについて、概要版の資料 1 ページ、2 ページですが農業振興地域制度について載せております。農業振興地域制度につきましては、市町村の農業の振興をどのように図っていくかのマスタープランで、都道府県と協議のうえ農業振興地域整備計画を策定することとなっております。整備計画につきましては、概ね 5 年毎に見直しをしなければならないこと、合併後については速やかに統合を行わなければならないこととなっておりますので、この度、旧町毎の計画が 6 個ありましたけれども、それを一本化するものです。概要版の資料の 3 ページ、4 ページは計画書(案)の概要について載せております。先ず、農業振興地域整備計画につきましては、優良な農地を確保・保全する為の総合的な農業振興の計画で、次の事項が定められています。計画書(案) 1 ページから 5 ページは第 1 の農用地利用計画です。こちらの項目については、優良農地の確保・保全をねらいとした土地利用整備計画の項目です。農用地区域の設定方針と、旧町毎の農用地等の現状と将来用途の構想について記述しています。計画書(案) 6 ページ、7 ページは第 2 の農業生産基盤の整備開発計画です。農業生産基盤の整備及び開発に関するマスタープランとなっております。基盤整備の状況及び開発の方向と基盤整備の開発計画として確定しているものについて抜粋して掲載しています。計画書(案) 8 ページ、9 ページは第 3 の農用地等の保全に関する計画です。農用地の保全のための事業及び活動に関するマスタープランの項目です。農地の保全のための基盤整備や多面的支払交付金、中山間直接支払交付金等について記述してい

発信者	議 事 録 要 旨
	ます。計画書（案）１０ページ、１２ページは第４の農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業の効率的かつ持続的な利用の促進計画の項目です。経営規模の拡大、その他農用地等の効率的な利用の促進に関するマスタープランとなっております。安定的な農業経営の目標について、市の農業経営基盤強化促進基本構想と整合性を計りながら記述するとともに、農用地の流動化、農作業の共同化、地力の増進と流動化の方向とその方策について記述しています。計画書（案）１３ページ第５の農業近代化施設の整備計画です。農業経営及び農業生産の近代化を図るための施設の整備に関するマスタープランです。農業近代化施設の整備の方向については、既存の施設等を有効利用を計りながら行うこととしています。計画書（案）１４ページ、１５ページは第６の農業を担うべきものの育成及び確保のための施設の整備計画です。認定農業者、新規参入者等の農業を担うべきものの育成確保のための施設整備のマスタープランです。施設については現時点では整備の予定はありませんが、農業を担うべきものの支援活動について記述しています。計画書（案）１６ページの第７は農業従事者の安定的な就業の促進計画です。農業従事者の不安定就業形態を解消し、安定的な就業機会の確保、拡大を計るためのマスタープランです。農業従事者の安定的な就業の目標及び就業促進のための方策について記述しています。計画書（案）１７ページ、１８ページは第８の生活環境施設の整備計画です。農村の良好な生活環境を確保するための施設整備に関するマスタープランの項目です。生活環境施設については整備の目標、生活環境施設についての整備の目標について記述しています。 計画書（案）２０ページ、２１ページは農用地区域の定義と基盤整備と保全整備の区域図となっています。これ以降は除外された地番の一覧表が２００ページにわたって掲載されているため、枚数が多いことから今回は省略させていただきます。 以上で、一本化された雲南省の農業振興地域整備計画についての説明といたします。 議長 議第１４０号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 （なしの声あり） 議長 ないようですので、質疑を終わります。 次に、農業委員会として回答書に記述すべき意見はございませんか。 （なしの声あり） 議長 ないようですので、お諮りいたします。議第１４０号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定による意見聴取に対する意見決定について、意見なしとして市長へ回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 議長 異議なしと認めます。よって、議第１４０号については意見なしとして市長へ回答することに決定をいたしました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。 事務局 ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
	(1 5 : 0 5 終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____